徴収方法

〇特別徴収の開始年度

徴収方法	普通徴収		年金からの特別徴収			
徴収月	6月 8月		10月	12月	2月	
税額	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 4	年税額の 1 ⁄ 6	年税額の 1 ⁄ 6	年税額の 1 ⁄ 6	

- ★上半期においては、公的年金等にかかる年税額の1/4ずつが、6月·8月に普通徴収されます。
- ★下半期においては、公的年金等にかかる年税額の1/6ずつ(6月・8月に普通徴収した額を差し引いた額の1/3ずつ)が、10月・12月・2月に特別徴収されます。

〇前年度から引き続き特別徴収される場合

徴収方法	年金からの特別徴収						
钢 似 力	仮 徴 収			本 徴 収			
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
税額	(前年度分の年 税額の1/2) ÷3の額	(前年度分の年 税額の1/2) ÷3の額	(前年度分の年 税額の1/2) ÷3の額	年税額から 仮徴収した額を 差し引いた額の 1/3	年税額から 仮徴収した額を 差し引いた額の 1/3	年税額から 仮徴収した額を 差し引いた額の 1/3	

- ★上半期においては、公的年金等にかかる前年度分の年税額の1/2の額の1/3ずつが、4月・6月・8月に特別徴収(仮徴収)されます。
- ★下半期においては、公的年金等にかかる年税額から、上半期に特別徴収(仮徴収)された税額を差し引いた額の1/3ずつが、10月・12月・2月に特別徴収(本徴収)されます。

具 体 例

〇特別徴収の開始年度

(例) 市県民税の年税額が<u>6万円</u>の場合(※全額公的年金等の所得に対する税額と仮定)

徴収方法	普通徴収		年金からの特別徴収			
徴収月	6月	8月	10月	12月	2月	
年税額の 1 / 4 税 額		年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6	年税額の 1 ⁄ 6	
	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円	

- ★6月・8月には、年税額(6万円)の1/4の15,000円ずつが、普通徴収されます。
- ★10月・12月・2月には、年税額(6万円)の1/6の10,000円ずつが、年金から特別徴収されます。

〇前年度から引き続き特別徴収される場合

(例) 市県民税の年税額が<u>9万円</u>の場合(※全額公的年金等の所得に対する税額と仮定)

徴収方法	年金からの特別徴収					
	仮 徴 収			本 徴 収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	(前年度分の年 税額の1/2) ÷3の額	(前年度分の年 税額の1/2) ÷3の額	(前年度分の年 税額の1/2) ÷3の額	年税額から 仮徴収した額を 差し引いた額の 1/3	年税額から 仮徴収した額を 差し引いた額の 1/3	年税額から 仮徴収した額を 差し引いた額の 1/3
	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円

- ★4月・6月・8月には、前年度分の年税額の1/2の額の1/3ずつが年金から特別徴収(仮徴収) されます。
- ★10月・12月・2月には、年税額(9万円)から4月・6月・8月に特別徴収(仮徴収)された3回分の額の合計を差し引いた額の1/3の20,000円ずつが、年金から特別徴収(本徴収)されます。